

2 市町村ごとの支援について



(1) 松山市

① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
福祉サービスに関すること	障がい福祉課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階	電話 : 089-948-6433 FAX : 089-932-7553 E-mail : shougai@city. matsuyama.ehime.jp	平日 8:30~17:00
保育所や幼稚園、一時預かりについて	保育・幼稚園課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館2階	電話 : 089-948-6412 FAX : 089-934-1021 E-mail : hoiku@city. matsuyama.ehime.jp	平日 8:30~17:00
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	松山市 学校教育課 〒790-0003 愛媛県松山市三番町 六丁目6-1 第4別館3階	電話 : 089-948-6169 E-mail : gkkyoiku@city. matsuyama.ehime.jp	平日 8:30~17:00
子育て、発達、虐待、不登校、いじめなど、子どもに関すること、子育てに関することについて	松山市子ども総合 相談センター 松山市築山町12-33 松山市青少年センター内	相談専用 : 089-943-3200 いじめほっとらいん : 0589-943-8740	平日 8:30~21:00 土日祝日 8:30~17:00

相談内容	窓 口	連絡先	受付時間
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	詳細は ガイドブックP14～		
障がい者手帳に関すること	詳細は ガイドブックP22～		
難病に関すること	保健予防課 難病対策担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町 六丁目30-5 松山市保健所 1階	電話：089-911-1857 FAX：089-923-6062 Email: hokenyobou@city. matsuyama.ehime.jp	平日 8：30～17：00
発達障がいに関する こと	愛媛県 保健福祉部 発達障がい者支援セ ンター あい♥ゆう 〒791-0212 東温市田窪2135	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547	平日 8：30～17：15
子どもの障がいや 発達に関すること	障がい児相談窓口 〒790-0808 松山市若草8-3 ハーモニープラザ3階	令和4年4月開設予定	平日 8：30～17：00



② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

○ 松山市子育て情報サイト『子育てをカンガ(エ)ルーカフェ』

<https://kosodate-matsuyama.jp/information/all.html>



○ 月齢別の保健サービス

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
すくすく相談	保健師による乳幼児の 発育や育児の相談	0歳～おおむね6歳	すくすく・サポート 市役所 (別館1階福祉・子育て相談窓口内) 電話：089-948-6343 FAX：089-934-1537
モグモグ相談	栄養士による離乳食や 幼児食の相談	0歳～おおむね6歳	すくすく・サポート 保健所 (松山市保健所内) 電話：089-911-1822 FAX：089-925-0230 すくすく・サポート 南部 (松山市保健センター南部分室内) 電話：089-969-1400 FAX：089-969-1002 すくすく・サポート 北条 (松山市保健センター北条分室内) 電話：089-993-0646 FAX：089-993-0659 すくすく・サポート 中島 (松山市保健センター中島分室内) 電話：089-997-1177 FAX：089-997-1179
こんにちは 赤ちゃん訪問	赤ちゃんが生まれた すべてのご家庭を 訪問員（松山市母子 保健推進員）等が 訪問します。	生後4か月未満の 乳児がいる すべての家庭	健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1821 FAX：089-925-0230 E-mail：kenkou@city. matsuyama.ehime.jp

名 称	内 容	対 象	場所・問い合わせ先
離乳食講座	離乳食について、 「何を」、 「どのくらい」、 「どのように食べさせたらいいの？」 こんな疑問はありませんか？これらの疑問について栄養士がお話しします。 当面の間、離乳食講座は、新型コロナウイルス感染症予防の観点からオンラインで開催します。	松山市に住民票のある妊婦および7か月児未満の保護者	健康づくり推進課 生涯健康づくり担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1859 FAX：089-925-0230
子どものための 歯科相談	歯と口に関心を持っていただき、歯の病気の予防や歯の健康を保つためのケアを習慣化してもらうために、さまざまな事業を行っています。 ぜひご参加ください。	生後6か月～ 未就学児	健康づくり推進課 健康支援担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1868 FAX：089-925-0230 E-mail： kenkou@city. matsuyama.ehime.jp
乳児一般健康診査 ※赤ちゃんセットの中にある乳児一般健康診査受診票を使用。	県内の医療機関（小児科）で、2回受診することができます。	・生後3～4か月 ・生後9～10か月	健康づくり推進課 妊娠・出産支援担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1821 FAX：089-925-0230 E-mail： kenkou@city. matsuyama.ehime.jp
1歳6か月児 健康診査 ※無料	・小児科の健診（問診、診察、身体計測、相談等） ・歯科での健診（口腔内検査、歯科保健指導等）	1歳6か月～ 2歳未満	健康づくり推進課 母子健診担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1813 FAX：089-925-0230 E-mail： kenkou@city. matsuyama.ehime.jp

名 称	内 容	対 象	場 所 ・ 問 い 合 わ せ 先
3歳児健康診査 ※無料	・小児科での健診 (問診、診察、身体計測、相談等) ・歯科での健診 (口腔内検査、 歯科保健指導等)	3～4歳未満	健康づくり推進課 母子健診担当 〒790-0813 松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所1階 電話：089-911-1813 FAX：089-925-0230 E-mail： kenkou@city. matsuyama.ehime.jp

○ 地域子育て支援センター

……保護者と子ども（0歳から就園前まで）を支援する場所があります。
 子育てや育児に関する相談や疑問に保育士が対応します。
 子育て中の仲間が会って情報交換をするなど、いろいろな楽しみがあります。

○ 親子の支援をしてる場所

地域	支援センター名	運 営	電話番号	住 所
中心部	えひめ乳児保育園	社会福祉法人 後世福祉会	089-925-1417	松山市清水町4丁目23
中心部	のぞみ保育園	社会福祉法人 愛育会	089-971-9085	松山市土居田町569
中心部	松山保育園	松山市	089-941-3550	松山市中村3丁目5-29
東部	道後保育園	社会福祉法人 和泉蓮華会	089-932-6411	松山市道後姫塚123-1
東部	久米保育園	松山市	089-970-0311	松山市鷹子町4-4
東部	平井保育園	社会福祉法人 白鳩会	089-993-6100	松山市南梅本甲870-14
東部	未来こども園	社会福祉法人 愛媛福祉会	089-970-1571	松山市来往町730-3

地域	支援センター名	運 営	電話番号	住 所
南部	石井保育園	株式会社 ニチイ学館	089-957-5311	松山市西石井6丁目4-34
南部	松山認定 こども園和泉 和泉保育園	社会福祉法人 和泉蓮華会	089-943-5656	松山市和泉北1丁目 20-18
南部	松山認定こども園 星岡	学校法人 松山学園	089-958-2468	松山市星岡2丁目22-7
西部	味生保育園	松山市	089-951-2030	松山市別府町166-4
西部	ひよこ保育園	社会福祉法人 創新会	089-974-2816	松山市南斎院町686-2
北西部	幼保連携型 認定こども園 愛隣こども園	社会福祉法人 愛隣園	089-951-3463	松山市三津3丁目6-30
北部	認定こども園 福角保育園	社会福祉法人 福角会	089-979-4018	松山市福角町甲1258-2
北部	高木保育園	社会福祉法人 双星会	089-979-0360	松山市高木町252
北部	あさひ保育園	社会福祉法人 あさひ福祉会	080-2982-4041	松山市吉藤2丁目7-1
北条	栗井保育園	松山市	089-994-0212	松山市鹿峰63-2

〔問い合わせ先〕……松山市役所 保育・幼稚園課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階

電話：089-948-6998 FAX：089-934-1021

E-mail：hoiku@city.matsuyama.ehime.jp



○親子交流の場

……保護者と子ども（主に乳幼児）の交流はもちろん、子育ての相談や子育て世代に必要な地域の情報を提供している場所があります。子育て中のお母さんやお父さんとの情報交換の場としても利用できます。

ひろば	所在地
子育てひろば くーふぁん	松山市安城寺町571-1
カタリナ子育て支援ひろば ぽけっと	松山市北条660 聖カタリナ大学内
しののめ広場 たんぽぽ	松山市桑原3丁目2-1 松山東雲女子大学 短期大学内
子育てひろば くりっば	松山市南吉田町596-2
子育てひろば ToiToiToi	松山市湊町7丁目5番地 松山市総合コミュニティセンターこども館1階
はっとHOTひろば (外部リンク[松山市ホームページ])	松山市萱町6丁目30-5 松山市保健所・消防合同庁舎2階

○みらいクラブ

……地域の子育て応援団として、子育てをしている人たちの仲間づくりをしている団体です。育児サロンや地域との交流、運動会やクリスマス会、料理や手芸の講習会、公園の点検など、盛りだくさんの活動を行っています。市内には7地区にみらいクラブがあります。

クラブ名	対象	場所	年会費 参加費
小野みらいクラブ	0歳～未就園児と親	小野公民館 (松山市北梅本町759)	あり
久谷みらいクラブ	0歳～未就園児と親ほか	荏原公民館 (松山市東方町甲955)	あり
城西みらいクラブ	4歳～小学生と親	畑寺福祉センター (松山市畑寺4丁目8-5)	あり
そがみらいクラブ	0歳～中学生と親、OB	松山市総合福祉センター (松山市若草町8-2)	あり

クラブ名	対 象	場 所	年会費 参加費
道後みらいクラブ	0歳～未就園児と親	松山市総合福祉センター (松山市若草町8-2)	あり
中島みらいクラブ	0歳～小学生と親	中島味館鉄人の里 (松山市長師1467-1)	あり
湯の山みらいクラブ	0歳～小学生と親	湯の山コミュニティホール (松山市湯の山8丁目17)	あり

○子育てサロン

……未就学児（0から6歳）と保護者を対象に、身近な公民館などで親子の交流を目的に開催しています。（会費 無料）

クラブ名	場 所	開催日時	問い合わせ先
子育てサロン	湯山公民館 (松山市末町甲94-1)	毎月第3月曜日 10時00分～11時30分	089-977-2763 (湯山公民館)
いだい親子ひろば	伊台公民館 (松山市下伊台町1474-1)	毎月第1・3水曜日 10時00分～11時30分 事前申し込みが必要	089-977-0136 (伊台公民館)
若親の会	久米公民館 (松山市鷹子町823)	毎月1回（不定期） 10時30分～12時00分	089-976-8438 (久米公民館)
おはなしの会	小野公民館 (松山市北梅本町759)	毎月1回（第3土曜日） 11時00分～11時30分	089-975-8511 (小野公民館)
イッシーの おはなし会	石井公民館 (松山市居相1丁目8-26)	令和2年度（令和3年 3月末まで）は、新型 コロナウイルス感染症 防止のため中止	089-957-4120 (石井公民館)
おひざにだっこ のおはなし会	浮穴公民館 (松山市森松町469-6)	毎月第2金曜日 10時00分～11時30分	089-957-1843 (浮穴公民館)
みんなであそぼう！ パンパンパーン	荏原公民館 (松山市東方町甲955)	毎月第3日曜日 10時30分～12時00分	089-963-0993 (荏原公民館)
チューリップ学級	素鷺公民館 (松山市中村3丁目2-34)	基本第2木曜日 (一部第1・3木曜日) 10時00分～12時00分	089-931-2745 (素鷺公民館)

クラブ名	場 所	開催日時	問い合わせ先
桑原赤ちゃんサロン	桑原公民館 (松山市桑原2丁目6-35)	毎月第1金曜日(8月を除く、5月は第2金曜日) 10時30分～12時00分	089-945-9796 (桑原公民館)
子育てサロン	新玉公民館 (松山市千舟町8丁目69-4)	毎月第2木曜日 9時00分～12時00分	089-931-5294 (新玉公民館)
子育てサロン	雄郡公民館 (松山市小栗3丁目5-24) ほか(土居田分館)	毎月第3木曜日 (第3月曜日) 10時00分～12時00分	089-931-6571 (雄郡公民館)
子育てサロン	清水公民館 (松山市清水町3丁目170-4)	毎月第2水曜日 10時00分～12時00分	089-924-7075 (清水公民館)
さくらんぼ広場	生石公民館 (松山市高岡町860-67)	毎月火曜日 10時00分～12時00分	089-971-2975 (生石公民館)
子育てサロン	余土公民館 (松山市余戸東4丁目4-34)	毎月第1または第3月曜日 9時00分～13時00分	089-971-6752 (余土公民館)
子育てサロン	垣生公民館 (松山市西垣生町1228)	毎月第3木曜日 (4・5・3月を除く) 10時00分～11時30分	089-971-0267 (垣生公民館)
子育てサロン	味生公民館 (松山市別府町177-1)	毎週月曜日 10時00分～12時00分	089-952-5406 (味生公民館)
子育てサロン	三津浜公民館 (松山市三津3丁目2-30)	毎月第1木曜日 (4・8・3月を除く) 一部第2木曜日 10時00分～11時30分	089-951-0446 (三津浜公民館)
なかよしクラブ	宮前公民館 (松山市古三津1丁目26-48)	毎月第1月曜日 10時00分～11時30分	089-952-1068 (宮前公民館)
しおみっこひろば	潮見公民館 (松山市吉藤4丁目3-16)	毎月第1水曜日 10時00分～11時30分	089-924-8643 (潮見公民館)



○まつやまファミリー・サポート・センター

……子育ての「お手伝いをしてほしい人」と「お手伝いしたい人」が会員となり、地域で子育てを支援するための組織です。対象は、生後6か月から小学6年生までです。松山市では、利用料の一部を助成しています。（1カ月につき利用料の2時間30分までが無料 ※児童扶養手当受給者は、1カ月につき利用料の5時間までが無料）

利用料金	700～900円／時間
利用例	・ 保育所、幼稚園、児童クラブの送り迎え ・ 病児・病後児の預かり（ただし初回受診済みに限る） ・ 日曜日・祝日などの預かり など
問い合わせ先	（公財）松山市男女共同参画推進財団 コムズ（松山市男女共同参画推進センター） 電話 089-945-1008 FAX 089-943-0460

詳細は、<https://www.coms.or.jp/coms/family/>



○イクじい・ばあばママサービス

……松山市シルバー人材センターの会員が、育児や産前・産後のお手伝い（家事援助等）をします。対象は、おおむね1歳～小学6年生までです。利用を希望される方は、5日前（土曜日・日曜日を除く）までにお問い合わせください。

松山市では、送迎または留守中の子守に限り利用料の一部を助成しています。（1カ月につき利用料の5時間までが半額）

※児童扶養手当受給者は、1カ月につき利用料の10時間までが半額

利用料金	930～1,120円／時間
利用例	・ 保育施設への送迎（シルバー会員の自家用車での送迎はできません） ・ 留守中の子守り（ご利用者の自宅、児童館など） ・ 各種イベントの際の保育 ・ 外出時の付添（育児補助）など
問い合わせ先	（公社）松山市シルバー人材センター シルバー人材センター本部 電話 089-933-7373 FAX 089-933-0131

詳細は、<http://m-silver.sakura.ne.jp/welfare/kosodate.html>



〔助成についての問い合わせ先〕

子育て支援課 総務・ひとり親福祉担当

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階

電話：089-948-6418 FAX：089-934-1814

E-mail: kosodate@city.matsuyama.ehime.jp



③ 手当や年金について

お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手 当	内 容	対 象	窓 口
	児童手当	15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校終了前の児童）を養育している方に支給される手当です。 ・3歳未満 15,000円/月（一律） ・3歳～小学生 10,000円/月 （第3子以降は15,000円） ・中学生 10,000円/月（一律） ※所得制限限度額以上の場合 5,000円（一律）	松山市に住民登録があり、中学校終了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方 ※公務員の方は、職場に申請します。	子育て支援課 児童手当担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階 電話： 089-948-6354 FAX： 089-934-1814 E-mail： kosodate@city.matsuyama.ehime.jp
手 当	児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童）を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。 ・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月 ・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算	○支給対象児童 ・父母が離婚した児童 ・父（または母）が死亡した児童 ・父（または母）が一定程度の障がいにある児童 ・父（または母）が生死が明らかでない児童 ・父（または母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など ※所得制限あり	子育て支援課 児童扶養手当担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階 電話： 089-948-6845 FAX： 089-934-1814 E-mail： kosodate@city.matsuyama.ehime.jp



	手 当	内 容	対 象	窓 口
手 当	特別児童扶養 手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・重度(1級障害) 52,500円/月 ・中度(2級障害) 34,970円/月	①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	障がい福祉課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp
	障害児福祉 手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 14,880円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい(1級と2級の一部)や知的障がい(IQ20以下程度)のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者 手当	障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,350円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手 当	内 容	対 象	窓 口
年金	障害基礎年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 令和3年度 ・1級 976,125円/年 +子の加算 ・2級 780,900円/年 +子の加算	●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。 ●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)	国保・年金課 年金担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館3階 電話： 089-948-6356 FAX： 089-934-2631 E-mail： kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp
制度	心身障害者扶養共済制度	心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。	障がいのある方を現に扶養している保護者であつて、次の要件を満たしている方 ①松山市に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。	障がい福祉課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp



④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内 容	対 象	窓 口
乳幼児(子ども)医療費助成	入院・通院にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	松山市に住民登録があり、いずれかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生まで（15歳到達年度の3月31日まで）の子ども	子育て支援課 医療助成担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階 電話： 089-948-6888 FAX： 089-934-1814 E-mail： kosodate@city.matsuyama.ehime.jp
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	①ひとり親家庭の母または父及び児童（未婚で20歳に達する誕生日の末日まで） ②父母のいない児童 ③母または父が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない母または父及び児童 ※所得制限等の要件あり	
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	出生体重が2,000g以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めた場合（1歳未満） ※生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税の扶合計額により、世帯の月額額の自己負担額が決定されます。	松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1870 E-mail： kenkou@city.matsuyama.ehime.jp
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。）	

助成・給付	内 容	対 象	窓 口
難病の 医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づきしてされた「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方または、上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②松山市内に住所を有している方 ③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者	保健予防課 難病対策担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1857 FAX： 089-923-6062 Email： hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp
重度心身障害者 医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	①以下のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1級または2級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・療育手帳Bの身体障害者手帳（3～6級）の所持者 ②松山市内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方	障がい福祉課 医療担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp
育成医療 (自立支援医療)	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③松山市に住民登録があること ※所得制限等の要件あり	松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1870 E-mail： kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

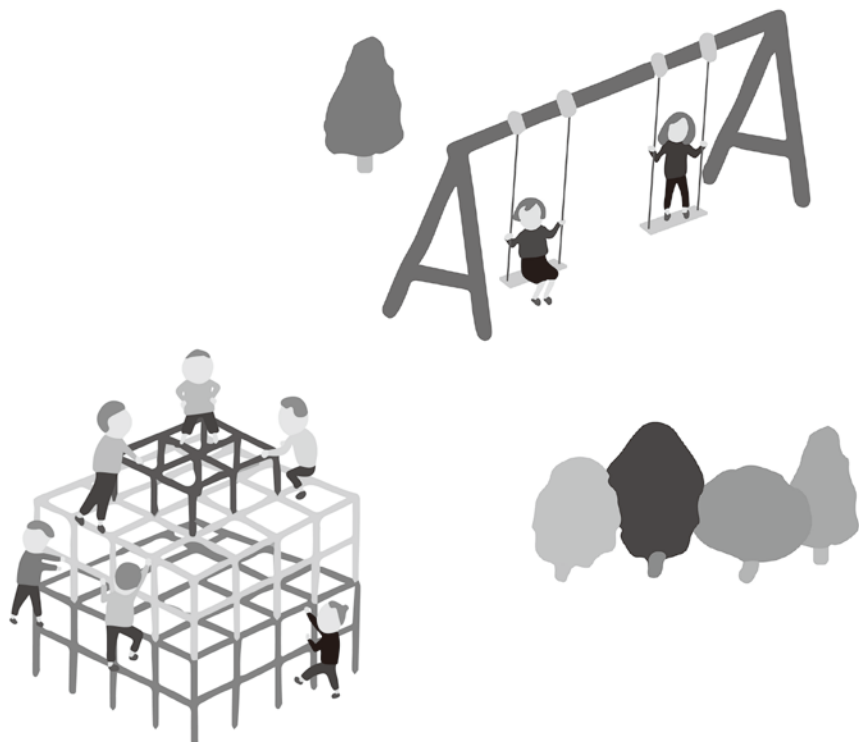
助成・給付	内 容	対 象	窓 口
精神通院医療 (自立支援医療)	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がい起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療 医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象。原則としてそれぞれ1力所までの登録となります。	保健予防課 精神保健担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1816 FAX： 089-923-6062 E-mail： hokenyobou@city.matsuyama.ehime.jp
更生医療 (自立支援医療)	指定自立支援医療機関で受ける、18歳以上の身体障がいのある方の医療費が1割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、愛媛県福祉総合支援センターで給付が必要と認められた方	障がい福祉課 医療担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp

●用具の給付

給 付	内 容	対 象	窓 口
小児慢性特定 疾病児童等 日常生活 用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方 ②障害者総合支援法などの他の施策対象外の方 ③在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ④松山市に住所がある方	松山市保健所 健康づくり推進課 健康支援担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1870 E-mail： kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

給 付	内 容	対 象	窓 口
補装具費の支給	身体障がい者(児)及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理に要する費用の支給を行います。	○視覚障がい …視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障がい …補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る) ○肢体不自由 …義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意志伝達装置 ※原則1割負担。また、所得に応じて月額負担上限あり	障がい福祉課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7555 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp
日常生活用具給付	心身障がい者等が在宅での日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。	○視覚障がい …視覚障害者用ポータブルレコーダー(又はテープレコーダー)、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、音声式体温計、点字図書、音声式体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、音声式血圧計 ○聴覚障がい …聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳用音声信号処理装置(スピーチプロセッサ) ○肢体不自由 …便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字つえ、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、情報・通信支援用具 ○内部疾患・その他 …透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつ(乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害)、収尿器、パルスオキシメーター ※ 原則1割負担。また所得に応じて月額負担上限額あり	

給 付	内 容	対 象	窓 口
軽度・中等度 難聴児の 補聴器購入 助成	身体障害者手帳の 交付対象とならな い軽度・中等度難 聴児の補聴器の購 入費用	新規および更新時の補聴器（本体お よび附属品） 助成率は基準額の2/3	障がい福祉課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7555 E-mail： shougai@city. matsuyama. ehime.jp



⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

* 愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手 帳	内 容	対 象	窓 口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・しゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	障がい福祉課 手帳担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6936 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city. matsuyama.ehime.jp
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともし、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをともし方	

	手 帳	内 容	対 象	窓 口
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会 復帰・社会参加の促 進を図ることを目的 に、各種サービスが 受けられる手帳です。 1～3級までの等級 があります。	精神疾患を有する方 で、精神障がいのた め長期にわたり日常 生活又は社会参加へ の制約がある方	保健予防課 精神保健担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町 六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1816 FAX： 089-923-6062 E-mail: hokenyobou@city. matsuyama.ehime.jp



⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

*** 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照**



○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内 容	対 象	窓 口
①	児童発達支援	障がいのある子どもが、児童発達支援センターや事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援サービスには、センターと事業所があります。	小学校就学前の障がいのある子ども (身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児を含む精神障がい児)	障がい福祉課 障害福祉サービス担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6433 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp
②	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児	
③	保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援です。	保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通っている障がいのある児童	

	サービス	内 容	対 象	窓 口
④	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校）に就学している障がいのある児童	障がい福祉課 障害福祉サービス担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6433 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city. matsuyama.ehime.jp

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内 容	対 象	窓 口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

	サービス	内 容	対 象	窓 口
②	医療型 障害児入所施設	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話： 089-922-5040 FAX： 089-923-9234

* 愛媛県内の障害児入所施設については、P181参照



●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

＊18歳未満も利用可能なサービス

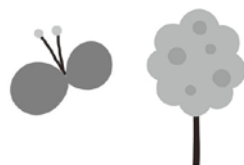
	サービス	内 容	対 象	窓 口
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	障がい福祉課 障害福祉サービス担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6433 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city.matsuyama.ehime.jp
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内 容	対 象	窓 口
地域生活支援事業	移動支援事業	移動に困難を有する 全身性障がい者（児）・ 知的障がい者（児）・ 精神障がい者（児） 等に、円滑に外出で きるよう、移動の支 援を行います。	詳細は窓口にお問い 合わせください。	障がい福祉課 障害福祉サービス担当 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 電話： 089-948-6433 FAX： 089-932-7553 E-mail： shougai@city. matsuyama.ehime.jp
	日中一時支援事業	障がい者等の日中 における活動の場を確 保し、障がい者等の 家族の就労支援及び 障がい者等を日常的 に介護している家族 の一時的な休息を図 ります。		
	巡回入浴	在宅や通所での入浴 が困難な障がい者（児） に対して、巡回訪問 し、入浴を行います。		
	地域活動支援 センター	働きたいが働く場所 がない、働く自信が ないなどの悩みを持 つ精神障がいのある 方のために、作業や レクリエーションな どを通して、社会参 加（地域との交流）、 自立の促進を図るこ とを目的としたとこ ろです。	松山市内在住の在宅 で精神障がいのある 方	保健予防課 精神保健担当 〒790-0813 愛媛県松山市萱町 六丁目30-5 松山市保健所 1階 電話： 089-911-1816 FAX： 089-923-6062 E-mail： hokenyobou@city. matsuyama.ehime.jp

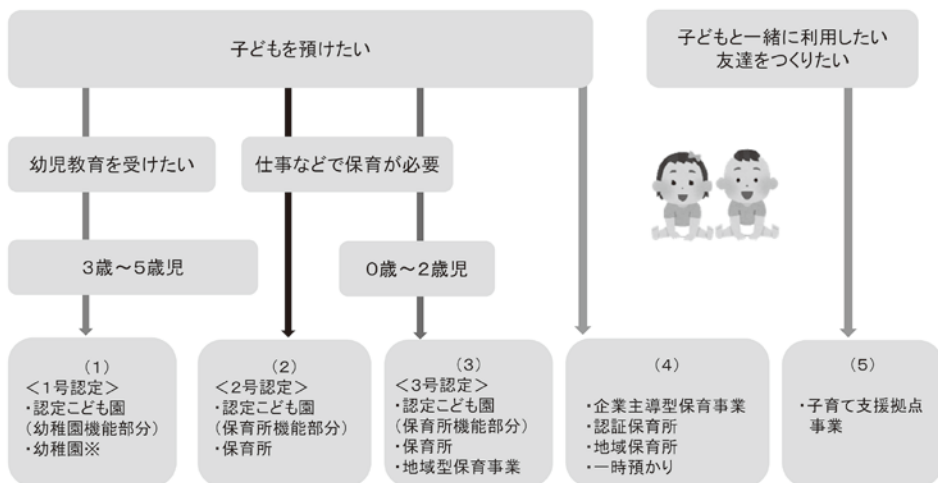


	サービス	内 容	対 象	窓 口
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	低所得世帯、 障がい者世帯、 65歳以上の 高齢者の属する 世帯等	愛媛県 社会福祉協議会 地域福祉部 福祉資金課 〒790-8553 愛媛県松山市持田町 三丁目8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289 または 松山市役所 別館1階 福祉・子育て相談窓口 松山市 社会福祉協議会 事業部 総合相談支援課 電話： 089-941-4232 FAX： 089-943-6688
	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費		
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		



⑥ 入園について

○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。
新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓 口
幼稚園	なし	3～5歳	新制度に移行していない幼稚園	保育・幼稚園課 相談窓口 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 市庁舎別館1階 (福祉・子育て相談窓口内)
			新制度に移行している幼稚園	
認定こども園	なし	3～5歳	幼稚園機能部分(1号認定)	電話： 089-948-6774 FAX： 089-934-1021 E-mail： hoiku@city. matsuyama.ehime.jp
			保育所機能部分(2号認定)	
保育所	仕事等の理由により家庭での保育ができない	0～2歳	3号認定	
		3～5歳	2号認定	
		0～2歳	3号認定	

利用希望施設	保護者の要件	対象年齢	必要な認定区分	窓 口
地域型保育事業	場合など、 保育の必要 な事由に該 当する場合	0～2歳	3号認定	保育・幼稚園課 相談窓口 〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館1階 市庁舎別館1階 (福祉・子育て相談窓口内) 電話： 089-948-6774 FAX： 089-934-1021 E-mail：hoiku@city. matsuyama.ehime.jp
企業型保育事業、 認証保育所、 地域保育所		0～5歳	認定なし※1	
子育て支援 拠点事業	なし	0～5歳	認定なし	

※1 保育の必要な事由不要⇒なし

	① ・許可保育所 ・認定こども園 (保育部分) ・地域型保育事業 ※企業主導型保 育事業	② ・新制度幼稚園 ・認定こども園 (幼稚園部分)		③ 新制度に移行して いない幼稚園		④ ・地域保育所 (許可外保育施設) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サ ポート・センター 事業
		教育 時間	教育時間前 後の預かり 保育	教育時間	教育時間前 後の預かり 保育	
3～5歳児 クラス(年少・ 年中・年長)	対象	対象	対象 上限日額 450円	対象 上限月額 25,700円	対象 上限日額 450円	対象 上限月額 37,000円
市民税非課 税世帯の 満3歳児	対象	対象	対象 上限日額 450円	対象 上限月額 25,700円	対象 上限日額 450円	対象 上限月額 42,000円
市民税課税 世帯の 満3歳児	対象外	対象	対象外	対象 上限月額 25,700円	対象外	対象外
市民税非課 税世帯の 0～2歳児	対象	—	—	—	—	対象 上限月額 42,000円

○病児・病後児保育について

……保護者の就労等の理由により、病気中のお子さま（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的（連続して7日間を限度）に預りをする保育です。

・病児・病後児保育の実施施設

施設名	所在地・電話番号	利用時間	問い合わせ先
石丸小児科	松山市三番町六丁目 5番地1 電話：089-921-2918	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～15:00	各施設へ直接連絡 制度については、 保育・幼稚園課
芳村小児科医院	松山市保免西一丁目 2番1号 電話：089-971-0800	平日:8:30～18:30 土曜日:8:30～13:30	〒790-8571 愛媛県松山市二番町 四丁目7-2 別館2階 電話： 089-948-6412 FAX： 089-934-1021 E-mail：hoiku@city. matsuyama.ehime.jp
天山病院	松山市天山二丁目 3番30号 電話：089-946-1515	平日:8:30～19:00 土曜日:8:30～12:30 ※R3.9.1から当面の間 18:30まで	
愛媛生協病院	松山市来住町 1091番地1 電話：089-961-1307	平日:8:00～18:00 土曜日:8:00～13:30	

※PC等オンラインで利用予約ができるように現在準備中です。

後日、松山市(保育幼稚園課)のホームページでお知らせされる予定です。

○障がい児保育について

……松山市では、障がいや発達の気になる子ども、その保護者に対して、保育所等での相談や、さまざまなプログラムを展開し、関係機関とも連携しながら、支援を行っています。

①すこやか保育相談

保護者の就労等により保育が必要で、保育所等の利用を希望されている方のうち、児童の発達や健康状態について気になることがある保護者を対象に、保育相談を行っています。年間を通して随時行っています。なお、児童発達支援センターや児童発達支援事業所を利用されている方は、各施設を通じての申し込みも可能です。

〔問い合わせ先〕

保育・幼稚園課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 別館2階

電話：089-948-6859 FAX：089-934-1021

E-mail：hoiku@city.matsuyama.ehime.jp

②医師相談

子どもの発達に不安のある保護者や教育・保育施設に勤務する保育士や幼稚園教諭等を対象に、専門医師と相談を行い、必要な助言を受けて関係機関との連携を図ります。

スケジュールについては、

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/boshi/hoiku/syougaihoiku.html>

で確認できます。



実施場所

実施場所	連絡先
松山市立松山保育園地域子育て支援センター	〒790-0964 愛媛県松山市中村三丁目5番29号 電話：089-941-3550 FAX：089-933-9975 E-mail：matuyamaho@city.matsuyama.ehime.jp
松山市立久米保育園地域子育て支援センター	〒790-0925 愛媛県松山市鷹子町4-4 電話：089-970-0311 FAX：089-970-3902 E-mail：kumeho@city.matsuyama.ehime.jp
松山市立味生保育園地域子育て支援センター	〒791-8031 愛媛県松山市北斎院町759-1 電話：089-951-2030（味生保育園分室） FAX：089-951-4963 E-mail：mibuho@city.matsuyama.ehime.jp
松山市立粟井保育園地域子育て支援センター	〒799-2461 愛媛県松山市鹿峰63-2 電話：089-994-0193 E-mail：awaiho@city.matsuyama.ehime.jp
松山市立余土保育園	〒790-0044 愛媛県松山市余戸東四丁目1-19 電話：089-972-0801 FAX：089-971-9901 E-mail：yodoho@city.matsuyama.ehime.jp



⑦ 就学について

○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学場について、教育相談を行っています。

定期相談の日程等の詳細は、松山市のホームページ

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakkokoyoiku/tokubetusienn.html>

で確認できます。

申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

問い合わせ先：松山市 学校教育課 特別支援教育担当（電話089-948-6169）



～教育相談の流れ～

対象者：特別支援学校、特別支援学級での教育を希望する者、通級による指導を希望する者（医療機関で診断を受けていること、または療育機関等で継続的に療育を受けていること）

保護者が教育相談申請書を各幼稚園、保育所等に提出

（園⇒在在校区の小学校⇒教育委員会）

※毎年6月初旬に、各位幼稚園、保育所等に案内を配布している



教育相談の実施

（事前に提出した資料を基に聞き取り、子どもの特性や状態を把握。
また必要に応じて発達検査を行う。）



教育委員会で教育支援委員による審議



審議結果を、保護者、園、小学校へ通知（保護者へは小学校より通知）

※就学結果は、就学についての助言であり、就学決定ではない



就学先や入学後の支援について、保護者と小学校で話し合い後に諸手続

○就学時健康診断

……就学予定者に対して、10月～11月に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。例年9月下旬～10月中に在住校区の小学校から各家庭に案内があります。

健康診断の内容は、栄養状態・視力・聴力・脊柱及び胸郭の疾病・眼の疾病・歯及び口腔の疾病・その他の疾病などの異常の有無を検査します。

問い合わせ先：松山市 保健体育課

〒790-0003 愛媛県松山市三番町六丁目6-1 第4別館2階

電話：089-948-6596 E-mail：kyhotai@city.matsuyama.ehime.jp

◇就学先

就学分類	概要	対 象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋ 通級指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)



● 特別支援学級または通級指導教室を設置している松山市内の小学校

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
番町小学校	松山市二番町4-6-1	089-941-1446	○	○
味酒小学校	松山市宮西2-2-21	089-925-1447	○	○
八坂小学校	松山市湯渡町4-20	089-941-1448	○	—
東雲小学校	松山市文京町2-1	089-924-6987	○	○
新玉小学校	松山市千舟町8-89	089-941-1449	○	—
清水小学校	松山市清水町3-15	089-925-0205	○	—
雄郡小学校	松山市土橋町1	089-931-3197	○	○
素鷲小学校	松山市小坂1-4-48	089-931-8796	○	○
堀江小学校	松山市福角町 甲1409-2	089-978-0015	○	—
潮見小学校	松山市吉藤4-7-13	089-978-0543	○	—
久枝小学校	松山市安城寺町586-1	089-925-4437	○	○
和気小学校	松山市太山寺町671-3	089-978-0057	○	—
三津浜小学校	松山市梅田町2-42	089-951-0804	○	—
宮前小学校	松山市祓川1-3-39	089-951-0253	○	—
高浜小学校	松山市梅津寺町 1352-2	089-951-0321	○	—
味生小学校	松山市別府町166-4	089-951-0529	○	○
桑原小学校	松山市桑原3-7-27	089-945-5051	○	—
生石小学校	松山市高岡町630-3	089-972-1219	○	○

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
垣生小学校	松山市西垣生町730-1	089-972-1239	○	—
道後小学校	松山市石手4-10-5	089-941-0228	○	—
湯築小学校	松山市道後北代10-41	089-925-5588	○	—
余土小学校	松山市余戸東1-14-17	089-972-0322	○	—
湯山小学校	松山市食場町甲128	089-977-0001	○	—
伊台小学校	松山市下伊台1438-1	089-977-0201	○	—
五明小学校	松山市菅沢町乙45-4	089-977-2353	○	—
久米小学校	松山市鷹子町15-1	089-975-0601	○	○
浮穴小学校	松山市森松町832	089-976-0143	○	—
小野小学校	松山市平井町3673	089-975-0989	○	○
石井小学校	松山市東石井6-8-52	089-956-1658	○	—
荏原小学校	松山市東方町甲1245	089-963-1003	○	—
坂本小学校	松山市久谷町30	089-963-1054	○	—
たちばな小学校	松山市針田町209-1	089-971-8410	○	—
椿小学校	松山市和泉南6-1-47	089-957-1430	○	—
石井東小学校	松山市越智1-3-35	089-957-7545	○	○
北久米小学校	松山市福音寺町9	089-976-8431	○	—
味生第二小学校	松山市別府町3-1	089-952-4561	○	○

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
石井北小学校	松山市和泉南1-3-32	089-957-6300	○	○
さくら小学校	松山市余戸中4-11-1	089-973-6686	○	—
みどり小学校	松山市西長戸町493-2	089-926-0456	○	—
福音小学校	松山市福音寺町355-1	089-970-1151	○	○
双葉小学校	松山市土居田町123-3	089-921-1171	○	—
窪田小学校	松山市久米窪田町307	089-970-1533	○	—
姫山小学校	松山市山越3-800	089-927-0211	○	○
正岡小学校	松山市八反地甲160	089-993-0043	○	—
北条小学校	松山市北条辻64	089-993-0066	○	○
河野小学校	松山市宮内甲9-1	089-993-0160	○	—
栗井小学校	松山市常竹甲100	089-994-1006	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

● 特別支援学級または通級指導教室を設置している松山市内の中学校

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
拓南中学校	松山市枝松5-4-39	089-931-8518	○	○
雄新中学校	松山市土居田町1	089-931-8261	○	—
勝山中学校	松山市清水町3-148-2	089-925-4005	○	—
東中学校	松山市文京町2-2	089-924-8588	○	○

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
道後中学校	松山市上市1-3-57	089-921-4207	○	—
鴨川中学校	松山市鴨川2-7-19	089-924-9041	○	○
内宮中学校	松山市内宮町569-1	089-978-0046	○	—
三津浜中学校	松山市若葉町8-48	089-951-0531	○	—
高浜中学校	松山市梅津寺町乙52	089-951-0475	○	—
津田中学校	松山市北斎院町1106	089-972-0019	○	○
垣生中学校	松山市西垣生町418	089-972-1226	○	—
余土中学校	松山市保免西4-5-23	089-972-0010	○	—
湯山中学校	松山市溝辺町甲508-1	089-977-0402	○	—
旭中学校	松山市下伊台町1105-1	089-977-4362	○	—
久米中学校	松山市来住町689	089-975-0501	○	—
小野中学校	松山市平井町3690	089-975-0988	○	○
久谷中学校	松山市浄瑠璃町940	089-963-1025	○	—
南中学校	松山市東石井7-2-52	089-956-1373	○	—
西中学校	松山市高岡町409	089-971-6226	○	—
南第二中学校	松山市森松町943	089-957-5633	○	—
桑原中学校	松山市畑寺町丙238-28	089-943-5152	○	—
椿中学校	松山市市坪南1-1-20	089-957-8650	○	○
城西中学校	松山市竹原3-19-35	089-932-5008	○	—

学校名	住 所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
北中学校	松山市太山寺町491-1	089-978-3321	○	—
北条北中学校	松山市北条辻365	089-993-0038	○	○
北条南中学校	松山市河野別府12	089-994-0230	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。



● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住 所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのぶ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由 病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部 附属特別支援学校	松山市持田町1丁目 5-22	089-913-7891	